

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和4年3月11日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 坂上 怜
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17アケイ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例

上場株式を保有しておられる方は多くいらっしゃるかと思います。投資目的であったり、経営への参画目的であったり、保有の目的はそれぞれですが、令和4年度税制改正ではこのうち経営への参画目的と考えられる大口株主（株式保有割合3%以上）の方を対象とした改正が行われます。今回はこの改正についてご説明します。

1. 税制改制のあらまし

大口株主ではない上場会社から支払を受ける配当等の額については、総合課税・申告分離課税・申告不要（源泉徴収のみで課税関係が完結）の3つの課税方式から選択することができます。しかし、大口株主等が保有する株式については、会社の経営に参画する持分としての事業参加的な性格が強いことから、その支払を受ける上場株式等の配当等は、金融所得として分離課税とすることは必ずしも適当ではなく、事業所得とのバランスを踏まえ、総合課税の対象とされています。今までは、上場会社の株式を保有していたとしても、個人は個人、同族法人は同族法人で株主ごとに保有株式の割合を計算し、株式の保有割合が3%以上となるか否かを判定していました。ここで個人の株式保有割合が3%以上となった場合、上場会社から受ける配当等の金額は総合課税の対象とされるため、個人から株式を移転して同族法人に上場会社の株式を保有させ、個人の保有割合を3%未満とする節税対策も見受けられたことから今回の改正につながりました。

2. 税制改正の内容

今回の税制改正では、以下の改正が行われます。

①内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等及びその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が100分の3以上となるときにおけるその者が支払いを受ける者を、総合課税の対象とする。

②上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式保有割合が100分の1以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から1月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。

①については、上場株式を保有する個人の同族会社が個人と同じ上場株式を保有し、個人及び同族法人の上場株式の持株割合の合計が3%以上となった場合に、個人が支払いを受ける配当等の額を総合課税の対象とするという内容です。現行制度であれば総合課税、申告分離課税、申告不要のいずれかを選択できていたところ、同族法人と合わせて上場株式を3%以上お持ちの場合には強制的に総合課税となり、配当所得以外の所得が多いと、最高で所得税と住民税を合計して55.945%の税金（配当控除あり）が課せられます。上場株式の持株割合が3%未満の場合には支払いを受ける配当等の額に係る源泉徴収税額が20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%及び住民税5%の合計）であることを考えると、2倍以上の税金が課されることとなるのです。それだけではなく、申告分離課税の選択もできなくなることから、上場株式の譲渡損との損益通算を行うこともできなくなり、前年以前に発生して繰り越していた損失とも相殺ができなくなるため注意してください。しかし、総合課税となるのはあくまでも個人が支払いを受ける配当等の額ですので、個人と同族法人の持株割合が3%以上で、個人の所得税率が高い場合には、同族法人に上場株式を移転させるとよいのではないのでしょうか。法人税の税率はおおよそ33%前後（受取配当等の益金不算入を除く）ですので、個人で多額の配当の支払いを受けるよりも個人及び同族法人全体での税額が小さくなるためです。

②については、上場会社は配当等の支払に係る基準日において持株割合が1%以上の個人株主の氏名、個人番号及び株主保有割合等を記載した報告書を税務署長に提出しなければならないと義務付けています。なぜなら、同族法人と合わせて3%以上になっていないかどうかのチェックをするためだと思われます。

3. 適用関係について

この規定は令和5年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等が対象となります。

今回の改正により、大口株主への課税強化が行われました。上場会社から支払を受ける配当等の額が総合課税の対象となってしまうと税額が大幅に増加する可能性があります。今回の改正についてどのように対応すべきか、また、改正についてご不安や不明点等がございましたら、ご遠慮なく弊社職員までご連絡ください。